

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の実施……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可（二件）……………一
- ……（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ……（都市整備局市街地建築部調整課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………二
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………五
- ……（同）…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七
- ……（同）…七
- 知事指定薬物の指定……………八
- ……（福祉保健局健康安全部業務課）…八
- 都道の区域変更……………八
- ……（建設局道路管理部路政課）…八
- 東京都功労者表彰……………八
- ……（総務局統計部調整課）…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（三件）……………八
- ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…八

## 告示

### ●東京都告示第千五百五十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 国分寺市内
- 四 測量の期間 平成三十年十月十日から平成三十一年二月十五日まで

### ●東京都告示第千五百五十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき平井五丁目駅前地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 平井五丁目駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十年十一月十四日から平成三十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区

江戸川区平井五丁目地内  
事務所の所在地

江戸川区平井五丁目十番十二号

設立認可の年月日

平成三十年十一月十四日

事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成三十年十二月十三日

### ●東京都告示第千五百五十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十年十一月十四日から平成三十六年二月二十九日まで
- 三 施行地区

港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内

四 事務所の所在地

港区虎ノ門三丁目八番十九号

五 設立認可の年月日

平成三十年十一月十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成三十年十二月十三日

●東京都告示第千五百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第四項ただし書及び第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成三十年十一月二十二日(木曜)

(日)午後二時から

二 公聴会を行う場所

東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 千代田区隼町四番二号  
所氏名 最高裁判所事務総局経理局

建築敷地 目黒区中目黒二丁目三百十番一ほか

地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域及び  
び十七メートル第一種高度地区

申請の概要

工事種別 新築  
及び用途 事務所

敷地面積 約八、二四九平方メートル

建築面積 約三、二一〇平方メートル

延べ面積 約一六、二〇〇平方メートル

構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか  
地上五階地下一階ほか

高さ 二三・九〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

(二)

建築主住 中央区勝どき四丁目十三番六号  
所氏名 勝どき東地区市街地再開発組合

建築敷地 中央区勝どき四丁目五百一ほか

地域地区 第二種住居地域、防火地域及び勝どき東地区  
地区区計画

申請の概要

工事種別 新築  
及び用途 共同住宅、事務所、飲食店及び附属自動車庫ほか

敷地面積 約一〇、七一三平方メートル

建築面積 約四、七四六平方メートル

延べ面積 約一三八、三一二平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造  
地上四十五階地下二階

高さ 一六四・六〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

(二)

建築主住 中央区勝どき四丁目十三番六号  
所氏名 勝どき東地区市街地再開発組合

建築敷地 中央区勝どき四丁目七百五番ほか

地域地区 第二種住居地域、防火地域及び勝どき東地区  
地区区計画

申請の概要

工事種別 新築  
及び用途 共同住宅、喫茶店及び附属自動車庫

敷地面積 約一二、〇一六平方メートル

建築面積 約四、三〇〇平方メートル

延べ面積 約一八一、五七五平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
地上五十八階地下三階

高さ 一八八・九二メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第千五百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十四日

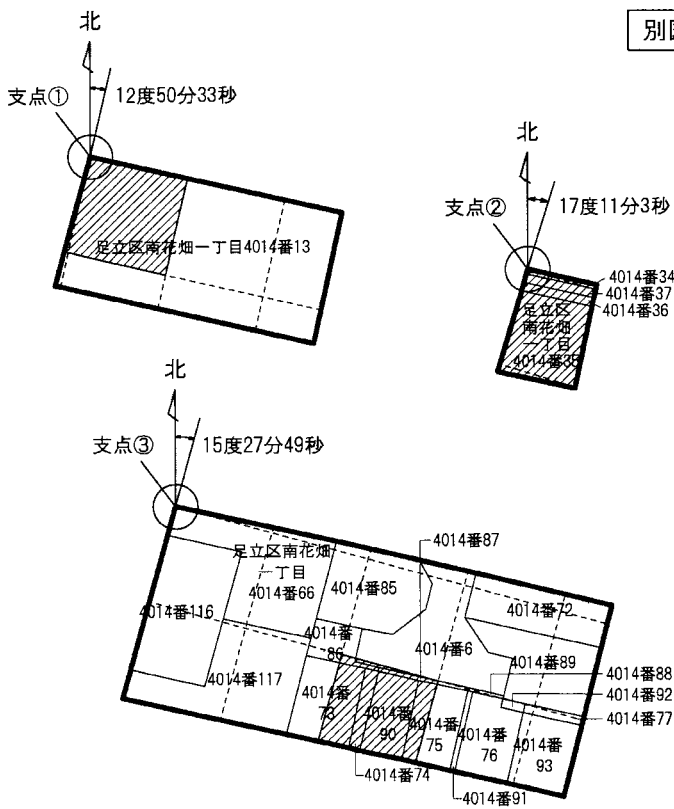
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区南花畑一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

----	単位区画
—	筆境界
—	敷地境界
▨	形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】

①	12度50分33秒
②	17度11分3秒
③	15度27分49秒

※格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支點】

①	支點①は、足立区南花畑一丁目4014番13の最北端とする。
②	支點②は、足立区南花畑一丁目4014番34の最北端とする。
③	支點③は、足立区南花畑一丁目4014番66の最北端とする。

●東京都告示第千五百五十六号

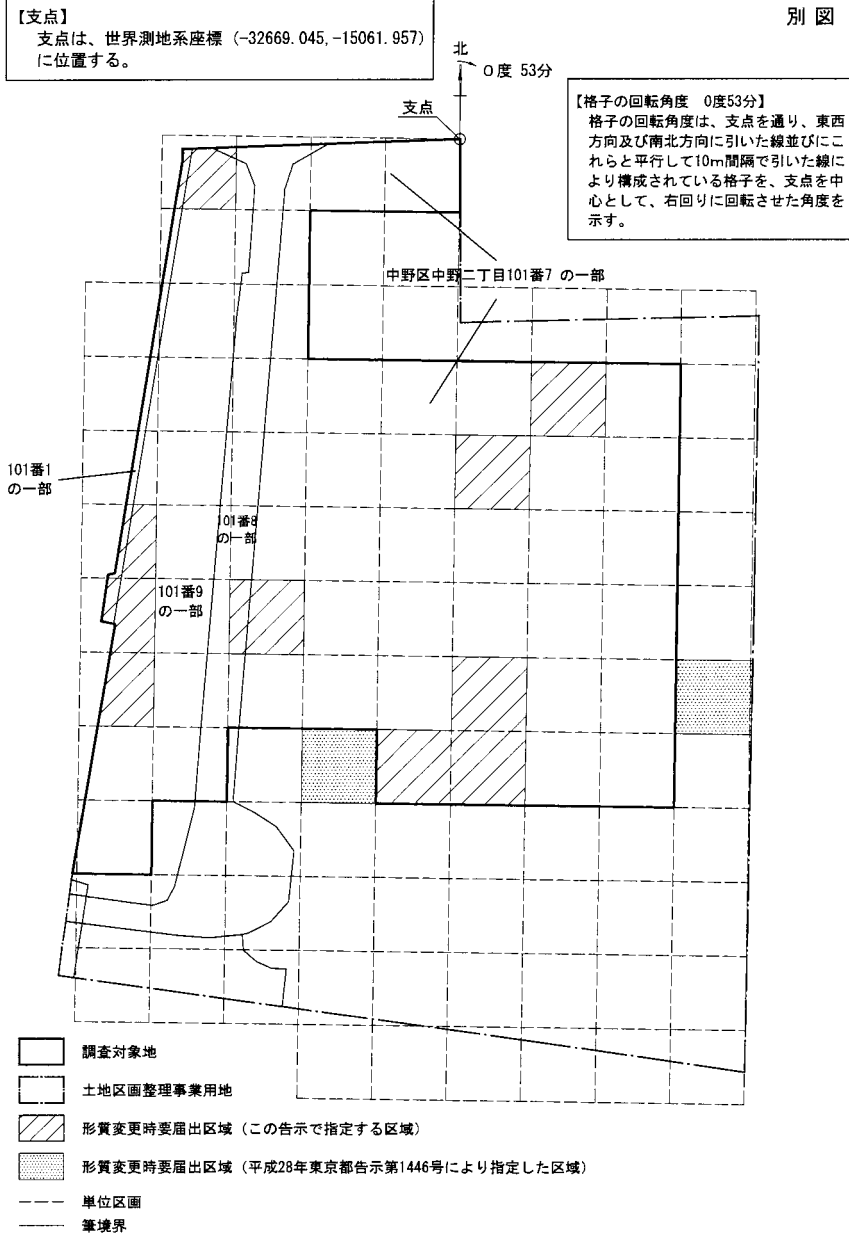
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区中野二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

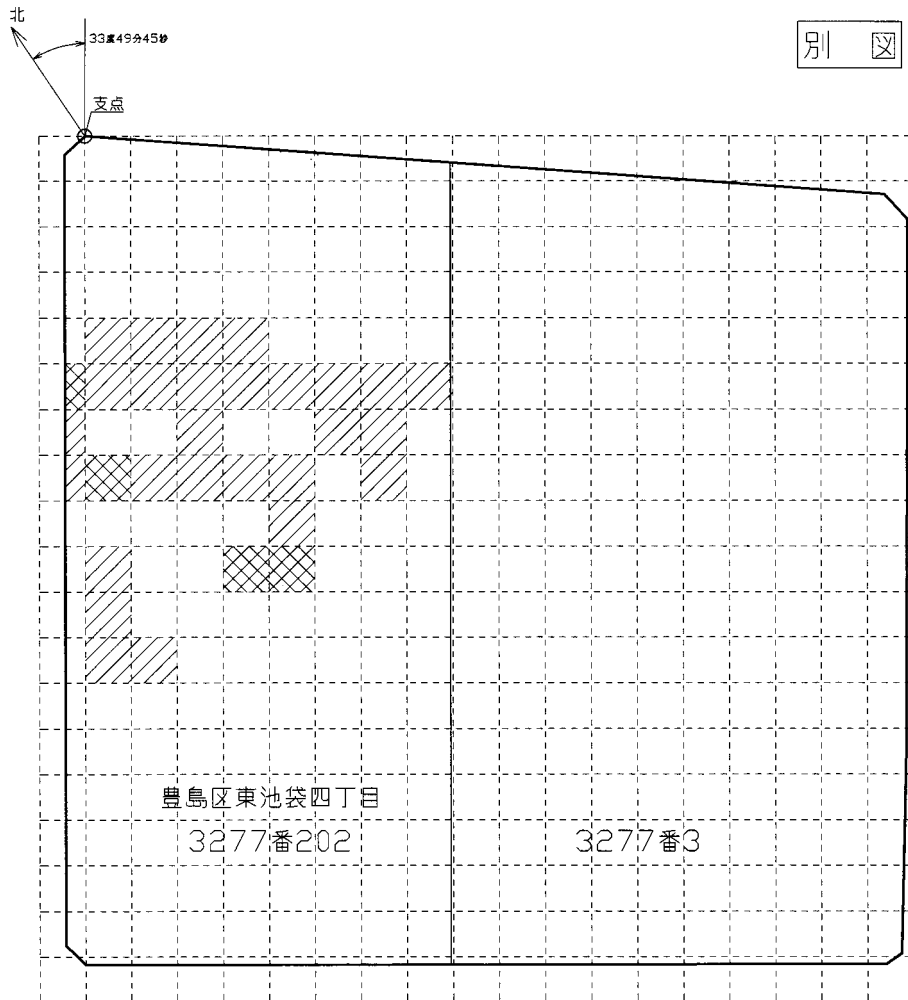
一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区東池袋四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界



指定を解除する区域



形質変更時要届出区域  
（平成29年東京都告示第906号により指定した区域）

【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目3277番202の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十八号

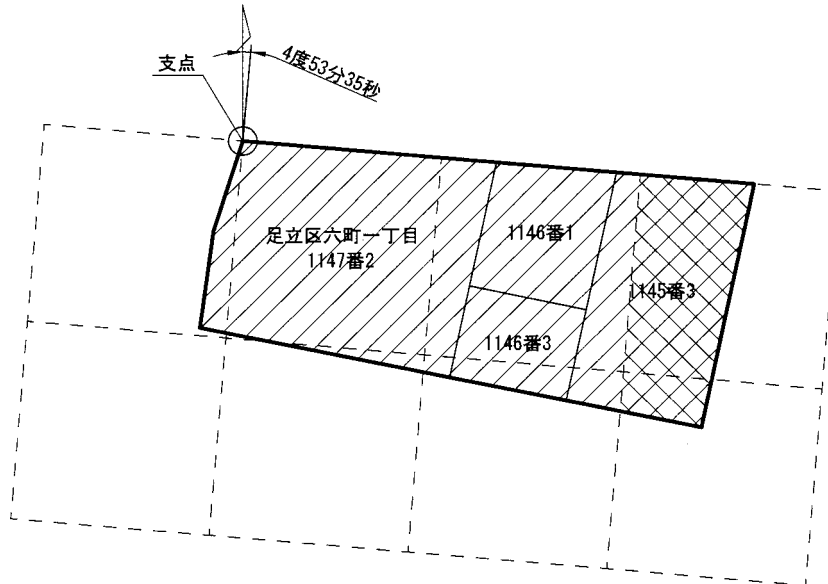
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百七十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域
- ▩▩▩▩ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、足立区六町一丁目 1147番2の最北端とする。

【格子の回転角度(4度53分35秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十九号

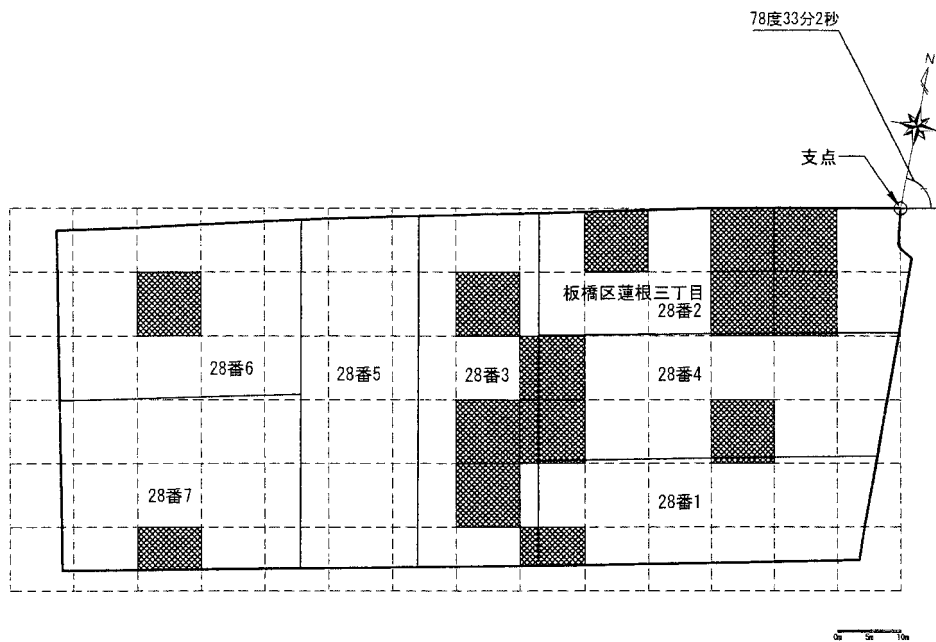
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千七百九十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区蓮根三丁目（目地内））
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡 例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【支 点】

支点は、板橋区蓮根三丁目28番2の最北端とする。

【格子の回転角度(78度33分2秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百六十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 N-エチル-1-(3-フルオロオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名3-Fluoroamphetamine)

(二) 化学名 N-エチル-1-(4-フルオロオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名4-Fluoroamphetamine)

(三) 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類(通称名Cyclopropylfentanyl)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

平成三十年十一月十五日

●東京都告示第千五百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

御蔵島環状

二 変更の区間

御蔵島村字いどのもと千四百四十二番一地区から同村字いきま沢が尻千四百三十七番地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

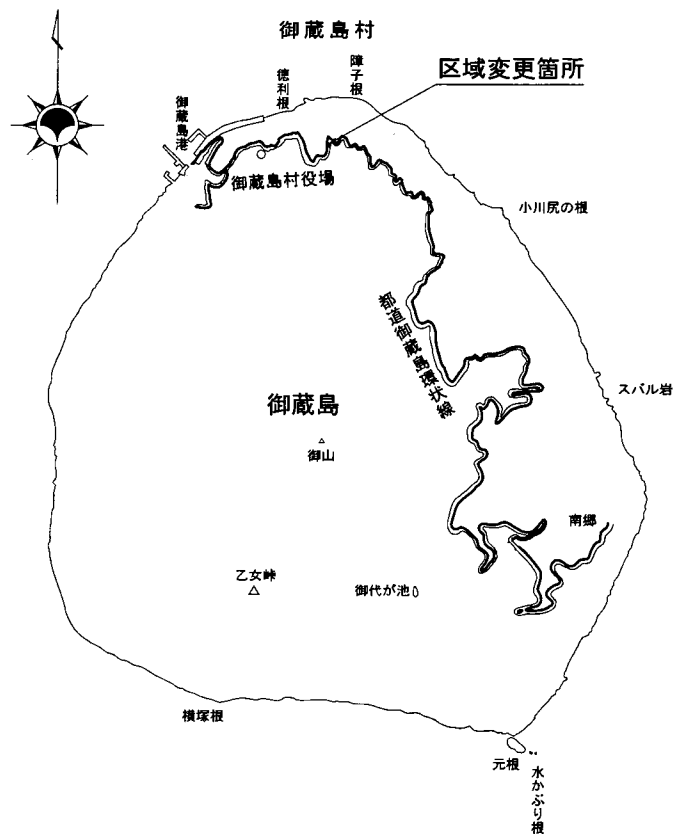


別図

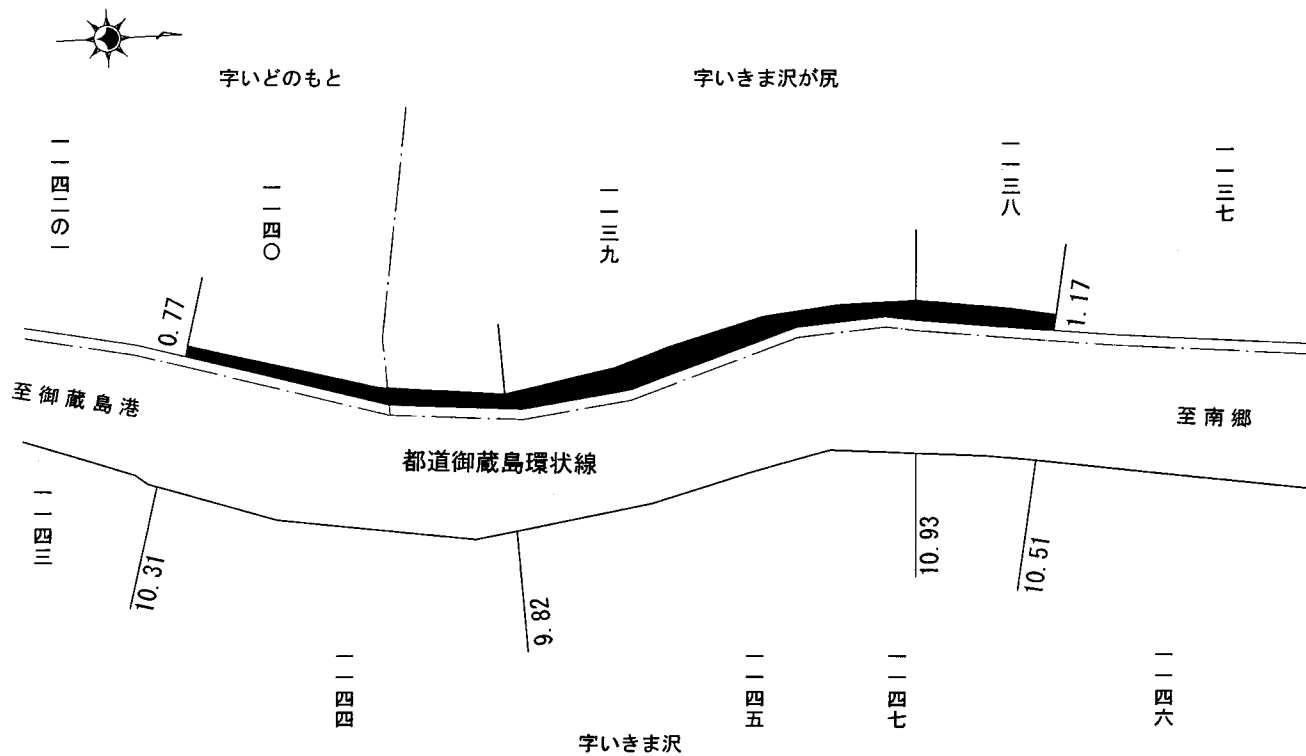
都道御蔵島環状線区域変更略図  
御蔵島村地内

編入区域  
都道

延長 六三・九八メートル  
面積 八二・七八平方メートル



御蔵島村



公告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、平成三十年十一月十四日表彰された方は、次のとおりである。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

氏名 住所

次の方々は、統計調査の実施に精励され特に優れた業績をあげられました。

竹本 街子	品川区
堀越 博子	葛飾区
阿部 京子	墨田区
金子 貞子	江東区
梨本 一恵	品川区
渡邊 恵美子	大田区
後関 静子	中野区
小林 真紀	杉並区
興津 光子	杉並区
垂井 薫	杉並区
島田 富一郎	北区
増田 敏夫	北区
塩島 昭治	荒川区
鈴木 三郎	荒川区
小松 光江	板橋区
松原 外志美	板橋区

栗原 美紀子	足立区
西澤 信義	葛飾区
伊藤 紀子	武蔵野市
田代 美代子	西東京市

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名	小名木川商業施設
二 店舗所在地	江東区北砂二丁目十六番一号ほか
三 設置者名	日本貨物鉄道株式会社
四 設置者住所	渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号
五 変更前の設置者の代表者名	田村 修二

六 変更後の設置者の代表者名	眞貝 康一
七 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか七十名
八 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか六十名
九 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社イトーヨーカ堂ほか九名
十 変更前の小売業者の住所	神奈川県藤沢市南藤沢二丁目一番一号(株式会社きんか)ほか
十一 変更後の小売業者の住所	千葉県八街市上砂字日陰山百四十三番地(株式会社水戸きんか)ほか
十二 変更前の小売業者の代表者名	戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
十三 変更後の小売業者の代表者名	三枝 富博(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
十四 変更日	平成三十年六月二十九日ほか
十五 届出日	平成三十年十月一日
十六 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七 縦覧期間	平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	多摩センター百貨店ビル
二 店舗所在地	多摩市落合一丁目四十六番地一

<p>一 店舗名 南砂町ショッピングセンターS U N A M O</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十三 届出日 平成三十年十月十五日</p>	<p>十二 変更日 平成三十年十月一日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 中川 清貴（株式会社丸善ジュンク堂書店）ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 工藤 恭孝（株式会社丸善ジュンク堂書店）ほか</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 渋谷区富ヶ谷一丁目四十九番四号（株式会社ジーンズメイト）ほか</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区元代々木町三十番十三号（株式会社ジーンズメイト）ほか</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社丸善ジュンク堂書店ほか 十三名</p>
<p>「法」という。）第六條第二項の規定により大規模小売店</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 縦覧期間 平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十一 届出日 平成三十年十月十九日</p>	<p>十 変更日 平成三十年八月一日ほか</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 寺脇 栄一（株式会社コックス）ほか</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 吉竹 英典（株式会社コックス）ほか</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社コックスほか一名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか五十八名</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか五十五名</p>
<p>十 縦覧期間 平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで。ただし、</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>八 届出日 平成三十年十月十九日</p>	<p>七 変更日 平成三十年十二月一日</p>	<p>六 変更後の駐車場の数及び位置 三か所 店舗北東側ほか</p>	<p>五 変更前の駐車場の数及び位置 三か所 店舗北東側ほか</p>	<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p>	<p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号</p>	<p>一 店舗名 南砂町ショッピングセンターS U N A M O</p>	<p>鋪の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に一（一）氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）二（住所（団体にあっては所在地）三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。 平成三十年十一月十四日 東京都知事 小 池 百合子</p>

東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名  
オーケー下落合店
- 二 店舗所在地  
新宿区下落合四丁目二十一番十八号
- 三 設置者名  
埼栄不動産株式会社
- 四 設置者住所  
埼玉県川口市前川一丁目一番七十

号

五 変更前の閉店時刻  
午後八時

六 変更後の閉店時刻  
午後十時

七 変更日  
平成三十年十一月一日

八 届出日  
平成三十年十月二十四日

九 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間  
平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001